

企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業実施要綱

6 産労産計第 9 3 3 号

令和 7 年 2 月 2 5 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）と公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携し、企業の脱炭素化に向けた環境整備の取組を促進することを目的として実施する、企業における CO2 排出量の見える化の支援及び、CO2 削減目標の認定取得の支援について、企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業（以下「本事業」という。）の実施に係る基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「CO2 排出量の見える化」とは、システム等を活用した自社の CO2 排出量の算定と可視化をいう。
- (2) 「CO2 削減目標の認定」とは、Science Based Targets initiative が実施主体である SBT 認定をいう。

(都の役割)

第 3 条 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

- (1) 公社が、企業の脱炭素化の促進に向け、CO2 排出量の見える化及び脱炭素推進人材の育成並びに CO2 削減目標の認定取得に取り組む都内企業に対して支援するために造成する基金への出えん
- (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本事業を円滑に推進していくために必要な業務

2 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

(予算措置)

第 4 条 都は、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- (1) 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等（以下「規程等」という。）を制定すること。
- (2) 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年度歳入歳出予算が、令和 7 年 3 月 31 日までに東京都議会で可決された場合において、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。